

協議会・機関の共同設置等

1. 協議会（地方自治法第252条の2）

平成24年4月1日現在

名 称	設置年月日	組 織 市 町 村	共 同 処 理 事 務 及 び 連 絡 調 整
三戸町及び田子町 教育研究協議会	昭41. 12. 1	三戸町・田子町	青森県三戸地方教育研究所の運営
青森県西北五地方 視聴覚教育協議会	昭43. 7. 25	五所川原市・つがる市・ 鱒ヶ沢町・深浦町・板柳町・ 鶴田町・中泊町	視聴覚ライブラリーの 設置運営に関する事務
青森県下北地方 視聴覚教育協議会	昭45. 4. 1	むつ市・大間町・東通村・ 風間浦村・佐井村	〃
青森県東津軽郡 視聴覚教育協議会	昭46. 4. 1	平内町・今別町・蓬田村・ 外ヶ浜町	〃
三八視聴覚教育協議会	昭46. 4. 1	八戸市・三戸町・五戸町・ 田子町・南部町・階上町・ 新郷村	〃

2. 機関の共同設置（地方自治法第252条の7）

名 称	設置年月日	共 同 設 置 す る 市 町 村
黒石地区交通安全 対策会	昭46. 4. 6	黒石市・田舎館村
弘前地区交通安全 対策会	昭46. 11. 1	弘前市・西目屋村・藤崎町・大鰐町
下北圏域介護認定審査会	平11. 4. 1	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村
下北圏域障害程度区分 認定審査会	平18. 6. 30	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村